



西協基署発第21号
平成25年1月4日

はりま低層住宅工事労働災害防止協議会長 殿

西協労働基準監督署長



降積雪期における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素は、労働基準行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、従前から取組を実施されているところでありますが、昨冬においては、降積雪等による死亡災害が別紙のとおり全国各地で発生しております。

屋外の移動中における積雪・凍結等による転倒、事業場等の建物の屋根での除雪作業中の墜落・転落等の労働災害が相次いで発生しているところであります。

つきましては、今後の降積雪に備え、貴職におかれましては下記事項に加えて、中央防災会議会長から通知された「降積雪期における防災態勢の強化等について」に留意の上、会員事業者に対し、降積雪期における防災態勢の強化及び労働災害防止対策に万全を期すよう周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について

段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険のおそれがある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うほか、労働者に対して転倒防止のための措置の徹底を図ること。

2 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止について

事業場等の建物の屋根の除雪作業においては、気候条件に注意し、高所からの墜落・転落を防止するための適切な保護具を使用すること。また、上下作業による災害を防止するため、作業の合図や立入禁止措置等の徹底を図ること。

3 その他、屋外での除雪作業における労働災害防止について

除雪車等を使用する場合には、巻き込まれ災害や路肩等からの転落災害防止措置の徹底を図ること。その際、除雪車の作業前の点検、操作方法の確認の他、作業範囲への立入禁止措置やポール等の設置による転落防止措置を講じること。

4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

建設現場に設置される仮設物への積雪による倒壊を防止するため、適切な時期に除

雪を行うこと。また、除雪の際には、高所からの墜落・転落を防止するための適切な保護具の使用、上下作業による災害を防止するための立入禁止措置等の徹底を図ること。

5 スリップ等による交通労働災害の防止について

積雪時の車の運転は、適切な走行計画を作成し、安全な運転を確保させることにより、スリップ等による交通労働災害の防止に努めること。その際に、冬用タイヤ等適切な装備を装着した上で、運転者に対して安全運転の徹底を図ること。

6 雪崩災害の防止について

雪崩に伴う災害を防止するため、気象情報等の把握に努め、これに基づく作業管理の徹底を図ること。また、作業管理に当たっては、作業中止等を判断する者をあらかじめ指名しておくとともに、雪崩が発生した場合の連絡方法を定め、関係労働者に周知させること。

積雪等に起因する労働災害の防止にあたり留意すべき事項

- 1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について
 - (1) 作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
 - (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
 - (3) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
 - (4) 滑りにくい靴を着用すること。
 - (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- 2 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止について
 - (1) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
 - (2) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
 - (3) 墜落の危険のある高さ２メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
 - (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。
 - (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪底の状況を事前に確認し、雪底を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。
 - (6) 除雪作業に際しては、保護帽を着用すること。
- 3 上記２を除く屋外での除雪作業における労働災害防止について
 - (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
 - (2) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
 - (3) 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせること。
 - (4) 除雪車等に巻き込まれないよう運転時の周囲の確認、作業範囲への警備員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。
 - (5) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行うこと。
 - (6) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。
- 4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

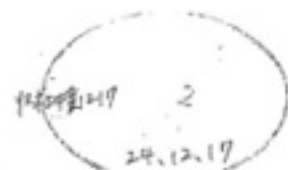
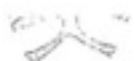
- (1) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。
- (3) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車の使用等倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。

5 スリップ等による交通労働災害の防止について

- (1) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。
- (2) 冬用タイヤ等、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、安全運転を行い、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること
 - ア 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
 - イ 異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
 - ウ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

6 雪崩災害の防止について

- (1) 雪崩のおそれのある場所には休憩場所等を設けないこと。
- (2) 作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した場合の連絡方法を定めておくこと。
- (3) 気象観測機関から情報収集を行い、雪崩の発生が予想される場合は作業、輸送及び通行を禁止すること。
- (4) 大雪又は雪崩に関する注意報、警報が発令された場合は作業を中止すること。



中 防 災 第 27 号
平成 24 年 12 月 13 日

厚生労働大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

野 田 佳 彦



降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年の降積雪期における被害をみると、毎年人的被害が発生している。平成 18 年豪雪において 152 名に上る多数の死者が発生したことを始めとして、平成 22 年度は死者 131 名、重傷者 636 名等、昨冬期も大雪により、死者 134 名、重傷者 883 名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生した。

豪雪地帯は、高齢化、過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。

以上を踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うとともに、貴管下関係機関に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪警報・注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、低圧に関する異常天候早期警戒情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報及び降積雪の状況に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、注意喚起すること。

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強

(7) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生を防衛し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限る、災害対策基本法第64条第1項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(i) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第23条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(6) 雪捨場の確保

事前に雪捨場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

4. 適切な道路管理と交通対策

チェーン装着等についての車両運転者、関係団体等への啓発活動、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生した際の早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、各関係機関の間で通行止めの措置等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。また、雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底により、道路等の安全確保を図ること。

5. 大雪発生に備えた災害即応体制の確立

(1) 総合的な防災体制の確立

国、道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関から地方公共団体に、事前に情報連絡要員を派遣するなど、連携を強化すること。また、救援等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

(2) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に關係事務の弾力的な運用を促すなどの取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

本通知のポイント

平成 22 年度及び 23 年度は、大雪により多くの人的被害が発生したとともに、住家被害やライフライン被害等が発生した。本通知は、当該状況を踏まえ、平成 24 年 2 月「平成 24 年大雪対策」、3 月「大雪に対する防災力向上方策検討会報告書」等を踏まえた内容となっている。昨年度の通知より追加された点等について、ポイントとして以下のとおりまとめる。

【ポイント】

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - 低温に関する異常天候早期警戒情報の降雪に関する情報の付加
2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発
 - 昨冬の雪による犠牲者の分析を行った上で、高齢者の事故防止対策等を実施する旨を明記
 - ・原因別で、雪下ろし等除雪作業中の死者が 7 割強であること
 - ・年齢別で、65 歳以上の高齢者の死者が 6 割強であること
3. 安全で円滑な雪処理体制の整備
 - 広域連携による担い手確保及び情報交換等
雪処理等支援体制確保のため、災害時に相互協力をするための協定を活用するなど、広域連携による雪処理の取組の推進
 - 空き家の除雪対策
空き家等の対策について、平常時及び除雪が必要な場合に分けて対策を明記
 - ・平常時には、所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させること及び空き家の除排雪の先進的な取組の推進
 - ・除雪が必要な場合における災害対策基本法及び災害救助法による対応
4. 適切な道路管理と交通対策
 - チェーン装着等についての車両運転者及び関係団体等への啓発活動の実施
 - 集中的な降雪により、走行不能になる車両が発生した際の早期交通止めによる連鎖的滞留の防止の実施
5. 大雪に備えた災害即応体制の確立
 - 大雪により、大きな被害が予測される場合における、関係機関からの情報連絡要員の派遣や救助等の要請の際に迅速な対応ができる体制の確保
 - 大雪時の除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等の関係事務の弾力的な運用及び関係業界との広域的な連携体制の整備

死亡災害情報分析報告書

(平成24年1～4月の死亡災害のうち、冬季に特有な災害を抽出したもの)

別紙

局名	月	業種2	起因物別	事故の型別	概要
山形	1	その他の建築工事 事業	移動式クレーン	激突され	広告塔支柱の設置を行うため、積載型トラッククレーン（つり上げ荷重2,631t）を使用して荷台から小型ドラグ・ショベル（機体総重量1,621t）を降ろすためにつり上げていたところ、積載型トラッククレーンが転倒して、運搬を行っていた被災者に激突し、被災者が後方の雪壇と積載型トラッククレーンとの間に挟まれたもの。被災者は小型移動式クレーンの運転に係る資格を有していなかったもの。
山形	1	その他の建築工事 事業	はしご等	墜落、転落	本道の小屋と母屋の雪下ろし作業において、はしごを掛け替え、はしごの上部をロープで固定するため上っているときに、はしごの脚部が滑って、はしごと共にコンクリートの地面に墜落した。
新潟	1	警備業	通路	転倒	工事で区画された歩行者通路を歩いた際、凍結した路面で足元が滑り転倒、頭部を路面に強打した。
長野	1	その他の建設業 —その他	建築物、構築物	おぼれ	流雪溝の上部を覆った雪を取り除く作業において、スノーダンプを用いて雪を削り取るようにして流雪溝に落としていたところ、誤って、当該流雪溝に転落し、約70m流された。
東京	1	その他の事業 —その他	乗用車、バス、バイク	交通事故（道路）	自動車で移動していたところ、降雪等の影響によりスリップし、中央分離帯に激突。その後、運転者自らが車外に出て、携帯電話で警察等に通報していたところ、別の車両に追突され、その衝撃によって運転者は反対側車線に投げ出されて死亡したものの。
東京	1	一般貨物自動車 運送業	トラック	交通事故（道路）	自動車道をトラックで走行していたところ、路面凍結のためスリップし対向車線に出てしまい、対向車線を走行していた車両と避けきれず、正面衝突した。
福井	1	電気通信工事 事業	フォークリフト	転倒	フォークリフトを使用して事業場の広場の除雪を行っていたところ、右前輪が短き運転席から放り出され、その上にフォークリフトが倒れてきて、頭部がフォークリフトの下敷きとなった。

局名		月	業種 2	起因物別	事故の型別	概要
福島	1	2	その他の商業 - その他	乗用車、バス、バイク	交通事故 (道路)	下請け事業場での作業を終え、街角事業場へ帰る途中に、被災者の運転していた会社所有の乗用車が路面凍結によりスリップし、対向車線にはみ出し、対向車両と正面衝突し、その後、後続車にも追突された。
熊本	2	2	一般貨物自動車運送業	トラック	交通事故 (道路)	国道を走行中、雪のためトラックが滑り、車線中央を塞ぐように停止した。被災者はタイヤチェーンを装着する為に、降りてトラック横にいたところに、反対車線を走ってきたトラックが被災者のトラックに衝突し、被災者のトラックが動き難く死した。
群馬	2	2	新聞販売業	乗用車、バス、バイク	交通事故 (道路)	バイクにて新聞配達中、赤城山道を走行中に雪のため道が凍って滑り、新聞が道に散乱した。それを拾っていたところに北上する車にはねられて死亡した。
山形	2	2	その他の土木工事業	その他の建設用機械	はさまれ、巻き込まれ	不具合が生じたハンドガイド式除雪機を修理するため、修理を依頼する整備工場に持ち込んで同工場内を後進で運転していたところ、後方にあったダンプトラックとの間にはさまれたものである。
新潟	2	2	木造家屋建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	墜落、転落	住宅 2 階部分の屋根において、作業員 3 名で屋根の雪下ろし作業中、被災者がスノーダンプを使用して軒先部分の除雪をしていた際、スノーダンプもとも 7、15メートル下の歩道上に墜落した。
新潟	2	2	その他の土木工事業	その他の建設用機械	はさまれ、巻き込まれ	県道において、ロータリ除雪車を用いて道路除雪作業を行っていた際、オーガの回転が止まったため、被災者が修理を行い、オーガ近くで回転を確認していたところ、同除雪車の運転手が被災者の位置を確認することなくオーガの操作スイッチを押してオーガを回転させたため、被災者は回転したオーガに巻き込まれオーガと路面に挟まれた。
青森	2	2	その他の土木工事業	その他の環境等	飛来、落下	住宅の屋根にできた氷及び雪からなる雪庇の除去作業において、元請作業員が氷をチェーンソーで切断し、被災者が雪庇と家の間にハンマーを使って雪庇を砕く作業を行っていたところ、氷を 1 m 程切断したところで雪庇が倒壊し、被災者がその下敷きとなった。
北海道	2	2	その他の土木工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	飛来、落下	屋根に積もった雪の除雪業務を行うため、被災者が 1 階の窓をコンパネで覆う作業中、屋根からの落雪が発生し、被災者が落雪に埋まったもの。
北海道	2	2	その他の土木工事業	その他の建設用機械	墜落、転落	被災者は、凍結防止剤散布機付き除雪トラックのホッパー上で、凍結防止剤を積み込む作業を行っていた。積み込み作業を終え、ホッパーから荷台上に降り、トラックに固定付けられた昇降設備を使って地面に降りるため、荷台上を移動していたところ、足を滑らせ、1、6 m 下の地面に墜落した。

局名	月	業種 2	起因物別	事故の型別	概要
北海道	2	その他の事業 その他	屋根、はり、もや、けた、合掌	墜落、転落	農作物保管倉庫の屋根の上において、被災者を含め9名で屋根に積もった除雪作業を行っていたところ、突然屋根に積もっていた雪がすべり落ち、その雪とともに屋根の上で作業を行っていた5名が墜落し、内被災者が雪に埋もれたもの。被災者らは安全帯等の墜落防止措置を行っていないかった。
北海道	2	その他の土木工 事業	建築物、構築物	おぼれ	雪地埋場である小樽港内の埠頭3箇所の海水の水質検査業務に従事していた被災者は、バケツにロープを結び付け、海水を採取しようとして岸壁の端まで移動したところ、岸壁に着いていた雪庇（40～80センチほど張り出していた）に乗ったため、雪庇を踏み抜き1.8メートルの海面に墜落したものの、ライフジャケットは着用していたかった。
北海道	2	一般貨物自動車 運送業	屋根、はり、もや、けた、合掌	墜落、転落	被災者は、同僚と2名で自社倉庫がある敷地内で地主所有の倉庫（D型ハウス）の除雪作業を行っていた。はしごを使用し、倉庫の屋根に上がり、約20センチメートル積もった雪の除雪作業を行っていた時、屋根の一部の天窓を踏み抜き、倉庫内に約5メートル墜落した。
岩手	3	木材伐出業	地山、岩石	墜落、転落	集材装置の索線の張り替え作業中、法面の立木の脇に支えて置いていたワイヤーを解き、滑車を持って移動していたところ、雪で足を滑らせ作業道に滑落ち死亡した。被災当日、被災者が移動していた場所には雪が積もっていた。
北海道	3	新聞販売業	乗用車、バス、バイク	交通事故（道路）	朝刊の配達業務において、原動機付自転車を運転し丁字路交差点内（信号機なし）に進入したところ、同交差点を直進するタンクローリー車と出会い頭に衝突した。丁字路交差点の周囲には雪山があり見通しが悪かった。
北海道	4	管備業	乗用車、バス、バイク	交通事故（道路）	ワゴン車で走向中にスリップしてセンターラインをはみ出し、対向してきたタンクローリー車と正面衝突した。